

令和8年3月31日

収支報告書

関市議会議長 渡辺 英人 様

会派の名称
市議会公明党
代表者氏名
市川 隆也

関市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、令和7年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
交 付 金	360,000	政務活動 10,000円×12か月×3人
会 派 負 担 金	0	
収 入 合 計	360,000	

2 支出の部

科 目	決 算 額 (円)	備 考
研 究 ・ 研 修 費		
調 査 旅 費	209,095	行政視察 (1/14-16)
資 料 作 成 費	12	コピー代
資 料 購 入 費	4,840	書籍代
広 報 費		
広 聴 費		
事 務 費	32,214	インク代、印刷用紙代
支 出 合 計	246,161	

注 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 113,839 円



①

EDON

2025年10月28日

市議会 公明党 様

No.312748689

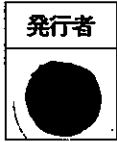
発行店 関店
電話番号 0575-21-5051

金額 ¥16,107-

但し インク、コピー用紙代

消費税等1,464円含んでおります

金種	内訳
現金	16,107
クレジット	0
ギフト券等	0
ポイント	0
振込	0



株式会社 エディオン
登録番号: T3240001041231
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号

10%対象 ¥16,107
10%対象消費税 ¥1,464

お
月細書

発行日 2025年10月28日(火) 12:49
店: 04374 関店
登録番号: T3240001041231
TEL 0575-21-5051
レジ担当: [REDACTED]
販売担当: [REDACTED]
No. 04374-312-748689 POS: 312

- (PC・関連セット) ()
- シャープビジネス ()
- X5S1P115A4 2800045313978
- シャープビジネス ()
- S1P115A4 ()
- シャープビジネス ()
- S1P115A4 ()
- プリンタ消耗品 ()
- シャープビジネス ()
- S1P115A4 ()
- プリンタ消耗品 ()
- シャープビジネス ()
- S1P115A4 ()
- プリンタ消耗品 ()
- シャープビジネス ()
- S1P115A4 ()
- プリンタ消耗品 ()
- プリンタ消耗品 ()
- ブラザー ()
- L33119-4PK 497766769495 ¥13,607

(10%対象) ¥16,107
(10%対象消費税) ¥1,464
上記「お買上明細書」の金額はお買上金額を表示するもので、領収金額とは異なる場合がございます。

②

領収証

市議会 公明党 様

No. 6213

金額

¥10,5080-

但

新幹線代

2025年12月23日 上記正に領収いたしました

内訳

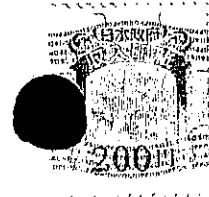
現金	¥10,5080-
小切手	/
手形	/

消費税額等(10%) ¥9,553-

コクヨ ウケ-72

岐阜県関市倉知6番地
サンサンシティエー1F
プライムラベル
TEL 0575-21-0222 (代)

登録番号 T7200002019094



5

領収書
Receipt

発行日/Issue Date: 2026/01/14
番号/Issue Number: 0020693457-01001*

fico HIJI

879-1505
大分県速見郡日出町大字川崎2-4
電話番号/Phone Number: 0977858733

有限会社別府第一ホテル

電話番号/Phone Number: 0977-24-6311
登録番号/Registration Number: T1320002012
340

市議会公明党 様

¥20,400

(内消費税等/Including Taxes ¥ 1,854)

(内8%対象を含む)
(Including 8% Consumption Tax Items)

但し、御宿泊代として

収入
印紙

予約番号
RESERVE# 20693457

宿泊日
Date 2026/01/14 ~ 2026/01/15

ご利用明細 / Usage Details

日付 / Date	明細 / Description	単価 / Unit Price	数量 / Quantity	金額 / Amount
2026/01/14	宿泊料 (307/大人:1名)	¥6,800	1	¥6,800
2026/01/14	宿泊料 (216/大人:1名)	¥6,800	1	¥6,800
2026/01/14	宿泊料 (208/大人:1名)	¥6,800	1	¥6,800
合計 / Total				¥20,400

※は軽減税率対象商品です
※ Indicates Tax-Reduced Items

(内消費税等/Including Taxes ¥1,854)
(10%対象/10% Tax: ¥20,400 内消費税/Including Consumption Tax: ¥1,854)
(8%対象/8% Tax: ¥0 内消費税/Including Consumption Tax: ¥0)

ご入金明細 / Payment Details

日付 / Date	明細 / Description	単価 / Unit Price	数量 / Quantity	金額 / Amount
2026/01/14	現金(Cash)		1	¥20,400

6

領収証

登録番号 T5810711216236

市議会公明党 様

金額

¥23677

収入
印紙

因訳

現金

小切手

手形

但宿泊代 (宿泊税600円含む)

2026年1月15日 上記正に領収いたしました

福岡県大牟田市原山町2-4

グランドホテル 逸見

代表者 大坪 高俊

係印

消費税額等(90%) 2,119円

8

領 収 証

No. 158782

市議会公明党

様

受領年月日: 2026年2月12日

契約番号又は
会員番号 001-4870732-0001

契約日(入会日) 2016年1月7日

領 収 金 額		¥	3	3	7	7	4	円
内 訳	ショッピング分		3	3	2	2	4	円
	元金・手数料		3	3	2	2	4	円
	遅延損害金							0円
	①融資分(カードローン分除く)							0円
	元 金							0円
	利 息							0円
	遅延損害金							0円
	②カードローン分							0円
	元 金							0円
	利 息							0円
	遅延損害金							0円
	諸 費 用							0円
	年会費				5	5	0	円

①融資分充当後残高*								円
②カードローン分充当後残高*								円

*本件受領年月日現在の残高を基に計算しております。
 (融資契約内容)本紙の記載を超える分については、別紙に記載いたします。

種 目	契約年月日	貸付金額
①融資分 (カードローン分除く)	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
種 目	ご利用日	貸付残額
②カードローン分	年 月 日	円

但し、2026年2月分 カード代金として

該当金額に○印を付けて下さい。

入金 種目	1. 口座振替	② 振込入金	3. コンビニ収納	4. 現金	5. 小切手	6. 手形
	7. その他 ()					
支払期日: 年 月 日						
No.						

*小切手、手形につきましては、決済された段階で入金扱いとさせていただきます。
 *金額を訂正したもの、抜者印のないもの及び複写記入でないものは無効とします。
 日頃は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。
 上記の金額正に領収いたしました。

トヨタファイナンス株式会社
 〒451-6014 名古屋市西区牛島町6番1号
 登録番号 東海財務局長 第00172号

〒460-0883 扱 部 署
 名古屋市中区錦2丁目17番21号
 NTTデータ伏見ビル本館
 フロントサポートG



収 入
印 紙

501-3802



コーポレートカードご利用代金明細書兼請求書

1 / 1 ページ

2026年 1月31日発行

岐阜県 関市 若草通 3丁目1 関市役所内

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今月分のご利用明細をご案内申し上げます。

なお、弊社課税取引がある場合、インボイスにかえさせていただきます。 ABD6852933

市議会公明党
市議会公明党
市議会公明党 001 様

トヨタファイナンス株式会社
460-0003 登録番号 T8010601027383
名古屋市中区錦2丁目 17番21号NTTデータビル別館
TEL 052-239-2298
東海財務局長 (13) 第00172号



3100054585251221 3 00001
402B1 0008393



支払日 2026年 3月 2日 お支払金額合計 33,774円

=> 33,774円のうち

年会費 550円を引いた

33,224円を政務活動費として計上

社名	市議会公明党
課名	市議会公明党
利用者名	市議会公明党 001 様
社員番号	

ご利用明細

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額(円)	摘要		
			現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
/ 1/16	トヨタレンタリース福岡博多駅前店	33,224			
/ 1/20	年会費のお支払い	550			
/ 1/20	上記に含まれる課税取引の明細 年会費のお支払い **課税取引合計(消費税10%対象)**	550	税込合計額	550円	消費税額 50円
お支払合計		33,774			

ご利用限度額 50万円

ご確認表	経費のチェック、会計処理にご利用ください。	お支払日	2026年 3月 2日
ご利用者名	市議会公明党 001 様	会員番号	件数(件) 2
会社名	市議会公明党	金額	33,774
	市議会公明党	(円)	

注) 弊社課税取引以外のインボイスは、ご利用店舗での交付となります。

検印

確認印



貸渡料金精算明細書 (兼ご請求書)

Rental Agreement

お客様控

貸渡人

株式会社トヨタレンタリース福岡

RA610R

発行年月日: 令和 8年 1月16日

貸渡No: 3459864

⑧

博多駅前店
福岡市博多区博多駅東1-12-8

電話番号092-441-0100

(税込)

借受人 市議会公明党様
住所 岐阜県関市若草通3丁目1 関市役所内

項目	予定料金	精算料金
基本料金	22,000	22,000
カード割引額(0%)	0	0
その他割引額(0%)	0	0
*	0	0
小計	22,000	22,000
免責補償料	ご加入	ご加入
特別装備料	6,600	6,600
添付品料金	1,650	1,650
ワンウェイ料金	0	0
燃料代		2,974
引取配車料	0	0
ご利用額	30,250	33,224
リース無償代車		0
N O C		0
免責実費料		0
お支払額	30,250	33,224
予約金	0	0
船乗車券	0	0
当日預り金	0	0
預り金合計	0	0
マイル・ポイント利用	0	0
ご請求金額	30,250	33,224

<お貸しする車両>

貸渡車両 プリウス1.8(-2212 燃料 ガソリン
登録No 福岡 301わ6006

料金クラス C3-K 車両クラス C3-K

<ご利用内容>

	予定貸渡	貸渡	メーター(Km)
着	1月16日14時00分	1月16日14時12分	80,413
発	1月14日12時30分	1月14日12時30分	79,942
利用分	2日 1時間30分	2日 1時間42分	471

料金種別 TRBM Iランク 料金割引率 0%

添付品 安心Wプラン 1

乗車人数 0名

返却営業店舗 博多駅前 092-441-0100 返却府県 県内

運転者氏名 市川 隆也 03.04.22-08.06.01 様

株式会社 トヨタレンタリース福岡
登録番号: T7290001015029

今回ご利用額	33,224円
10%対象	33,224円 内消費税 3,020円

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター

☎0800-7000-111 無料

http://rent.toyota.co.jp

この 支 払 内 訳 金 額 訳	クレジット	33,224 トヨタファイ

領 収 書

領収書No 0126509

令和 8年 1月16日

市議会公明党

様

Receipt

領収金額 33,224 円

(税抜金額 30,204 円)

現金・小切手	0 円
クレジット	33,224 円
交通系IC	0 円

収入印紙

トヨタレンタカーをご利用いただき、誠に有り難うございます。
ご利用料金として上記金額を正に領収いたしました。
(なお、抜者印無きもの、又は金額訂正したものは無効です)

営業店舗 博多駅前
住所 福岡市博多区博多駅東1-12-8
電話番号 092-441-0100

株式会社トヨタレンタリース福岡

本社 福岡県福岡市博多区東光寺町1-1-1

抜者印



Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center. Thank you for renting from Toyota and Hertz.

9

日付 年 月 日
8 2 12

関 信用金庫
登録番号:T3200005007546

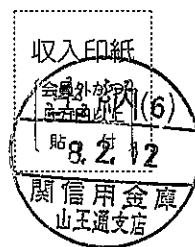
手数料領収書

おなまえ		市議会公明党				様
取引件数	1	金額 (消費税込み)	7	8	8	0 円
内 訳	発行手数料	残高証明書・融資証明書・自己宛小切手 ()				
	再発行手数料	キャッシュカード・ローンカード・出資証券通帳・証書 ()				
	用紙交付代金	小切手帳・約束手形帳・為替手形帳 ()				
	為替手数料	振込 〃 件・取立料 ・組戻料 店頭呈示 ・不渡返却料				
	その他手数料	貸金庫利用料金・夜間金庫利用料金・夜間金庫入金帳発行手数料 両替手数料・県市外税・個人情報関連手数料・返済予定表 (現金整理手数料)				
摘要						

金額欄記載の金額には、消費税が含まれています。

左記金額、手数料として正に領収致しました。

消費税率	消費税額
10%	80 円



振込金(兼手数料)受取書

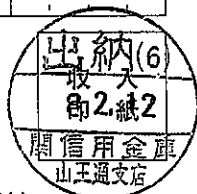
依頼日	2026年 2月 12日		
金額	百万	千	円
	¥	3 3	7 7 4
先方銀行	銀行	[REDACTED]	
	支店	[REDACTED]	
受取人	預種 金目	[REDACTED]	口座番号 [REDACTED]
	口座名義	トヨタファイナンス カブシカイシャ	
ご依頼人	洋カコムイトウ 様		
備考	手数料		円

⇒ 33,774,935
33,224,19を訂正

上記の金額正に受取りました。
<取扱店>

銀行 店

(取扱店 → ご依頼人)



10

No. 158783

領 収 証

市議会公明党 様 受領年月日: 2026年 3月 18日

契約番号又は 001-4870732-0001 契約日(入会日) 2016年 1月 7日
会員番号

領 収 金 額		¥	9	6	4	0	円
内 訳	ショッピング分		9	6	4	0	円
	元金・手数料		9	6	4	0	円
	遅延損害金					0	円
	①融資分(カードローン分除く)						円
	元 金						円
	利 息						円
	遅延損害金						円
	②カードローン分						円
	元 金						円
	利 息						円
遅延損害金						円	
諸 費 用						円	

①融資分充当後残高*					円
②カードローン分充当後残高*					円

*本件受領年月日現在の残高を基に計算しております。
(融資契約内容)本紙の記載を超える分については、別紙に記載いたします。

種 目	契約年月日	貸 付 金 額
①融資分 (カードローン分除く)	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
種 目	ご利用日	貸 付 残 額
②カードローン分	年 月 日	

但し、2026年3月分 カード代金として

入金種目 該当金額に○印を付けて下さい。

1. 口座振替 (2)振込入金 3. コンビニ収納 4. 現金 5. 小切手 6. 手形
7. その他

支払期日: 年 月 日
No. _____

*小切手、手形につきましては、決済された段階で入金扱いとさせていただきます。
*金額を訂正したもの、扱者印のないもの及び複写記入でないものは無効とします。
日頃は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。
上記の金額正に領収いたしました。

トヨタファイナンス株式会社
〒451-6014 名古屋市西区牛島町6番1号
登録番号 東海財務局長 第00172号

〒460-0003 扱 部 署
名古屋市中区錦2丁目17番21号
NTTデータ伏見ビル本館
フロントサポートG



収 入
印 紙

501-3802

(10), (11)



岐阜県 関市 若草通 3丁目1 関市役所内

いつもご利用いただきまして誠にありがとうございます。
今月分のご利用明細をご案内申し上げます。

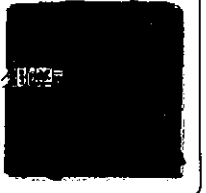
なお、弊社課税取引がある場合、インボイスにかえさせていただきます。 ABD6866703

市議会公明党
市議会公明党
市議会公明党 001 様

3100054585251221 3 00001
402A1 0014102



トヨタファイナンス株式会社
460-0003 登録番号 T8010601027383
名古屋市中区錦2丁目 17番21号NTTデータビル別館
TEL 052-239-2298
東海財務局長(13)第00172号



支払日 2026年 3月31日 お支払金額合計 9,640円

社名	市議会公明党
課名	市議会公明党
利用者名	市議会公明党 001 様
員番号	

ご利用明細

ご利用年月日	ご利用店名	ご利用金額(円)	摘要		
			現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
			トヨタレンタカービジネスメンバーカード ETC一体型		
/ 1/14	ETC通行料金/N西日本	3670	ETC 太宰府	速見	普通車
/ 1/15	ETC通行料金/N西日本	3690	ETC 速見	広川	普通車
/ 1/16	ETC通行料金/N西日本	1650	ETC 南関	太宰府本線	普通車
/ 1/16	ETC後納分/福北公社	630	ETC 太宰府本線	太宰府本線	普通車
お支払合計		9640			

振込金(兼手数料)受取書

依頼日	2026年 3月17日		
金額	百万	千	円
		¥	9640
先方銀行	銀行	[Redacted]	
	支店	[Redacted]	
受取人	預金目	口座番号	[Redacted]
	口座名義	トヨタファイナンス カンパカシヤ	
ご依頼人	洋カゴメイト 様		
備考	手数料	990 円	

上記の金額正に受取りました。
(取扱店)



内消費税(10%) 90 円
登録番号: T820001000558 (依頼人)

確認表	経費のチェック、会計処理にご利用ください。	お支払日	2026年 3月31日
利用者名	市議会公明党 001 様	会員番号	[Redacted]
社名	市議会公明党	件数(件)	4
	市議会公明党	金額(円)	9,640
		0014870732-0002	

※ 弊社課税取引以外のインボイスは、ご利用店舗での交付となります。

検印 確認印

12

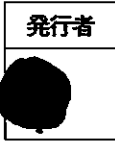
EDION

2026年03月17日

領収証

市議会 公明党 様

金額 ¥16,107-
但し インク代、コピー用紙代
消費税等1,464円含んでおります



株式会社 エディオン
登録番号: T3240001041231
(作成地)
大阪府大阪市北区中之島二丁目
3番33号

お買上明細書

発行日 2026年03月17日(火) 15:00
店: 04374 関店
登録番号: T3240001041231
電話 0575-21-5051
レジ担当者:
販売担当者:
No. 04374-312-072742 POS: 312
取引種別: 持帰

- (PC・関連セット)
シャープビジネス
X5S1P115A4
2800045313978
シャープビジネス
S1P115A4
プリンタ消耗品 (1)
シャープビジネス
S1P115A4
プリンタ消耗品 (1)
シャープビジネス
S1P115A4
プリンタ消耗品 (1)
シャープビジネス
S1P115A4
プリンタ消耗品 (1)
プリンタ消耗品 (1)
シャープビジネス
S1P115A4
プリンタ消耗品 (1)
プリンタ消耗品
ブラザー
LG3119-4PK
4977766769495 1 ¥13,607
合計金額 ¥16,107
(10%対象 ¥16,107)
(10%対象消費税 ¥1,464)
現金領収額 ¥16,107

13

納入通知書 (兼 領収書)

875 212050810100111021005001001000000000
通知番号
0095070007000000000000000000000000000000002188315
金額 0
20000038388380001000000
税外収入台帳番号 00053

品目 001 一般 款 021 項 005 目 001 節 001 細節 009
取扱店登録名 行政情報課 納付期限 令和 8 年 4 月 1 日
納付の目的

コピー・印刷代金
上記の金額を納付してください。 関市長
令和 8 年 3 月 18 日 山下 清 司

納入者住所氏名 公明党 様
上記金額を領収しました。



14

領収証 市議会 公明党 様

金額 ¥4,840-
但し
うち標準税率取引金額 ¥4,840

2026年03月21日 上記正に領収しました。
事業者登録番号: T3500001003378
株式会社 明屋書店 カルコス 各務原店
TEL 058-389-7500 岐阜県各務原市小佐野町1-11 No.0003-0106307

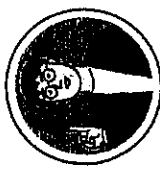
印字面を内側に折って保管して下さい。

2026年03月21日(土) 15時51分
店No: 000000000005 POS No: 0000
担当者:

- お買い上げ明細
防災のプロが自分でやっている防災法を 外 ¥1,500
9784776214250(0114) (Px1)
今さら聞けない防災の超基本 ビジュアル版 外 ¥1,400
9784023341661(0114) (Px1)
今日から始める本気の食糧備蓄家族と自分 外 ¥1,500
9784198655112(0114) (Px1)
小計 3点 ¥4,400
合計 ¥4,840
(10% 対象額 ¥4,400)
(10% 税額 ¥440)

<お支払い内訳>
現金 ¥4,840
(内消費税 ¥440)

防災のプロ
NPO法人フラス・アーツ
永田宏和



防災のプロが
自分でやっている

あなたの日
命を守る
1冊に

防災法

1冊にまとめてみた

ペットがいるんだけど、
やっぱり避難所が
いいの？

まず揃えるものは何？
ヘルメット？
それとも寝ハンや虫歯？

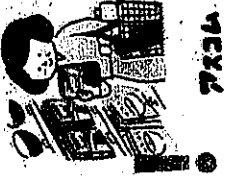
手回し充電器は
もう古い！
いま揃えておくならこれ



防災の第一歩、
これを知って
いるだけで



「イザ」というときの 行動がかわる！



防災のプロが
自分でやっている

防災法

1冊にまとめてみた

著者
NPO法人フラス・アーツ
永田宏和

アスコム



ISBN978-4-7762-1425-0
C0036 ¥1500E

アスコム



定価1,650円 (本体1,500円+税10%)



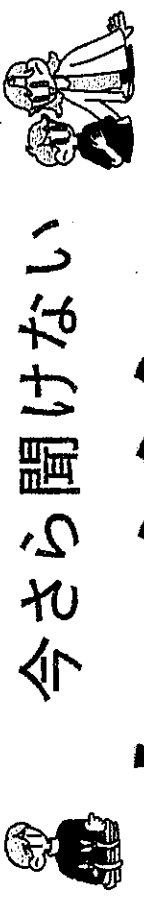
こんな人におすすめ

- これから防災を本気で始めたい
- そんなにお金をかけずにやりたい
- 何から対策を始めたらいいかわからない
- 地震から家族を守りたいと思っている



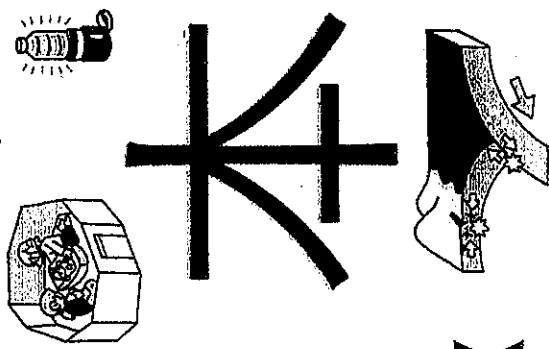
あなたとあなたの家族を守るために 本当に必要な知識と心構えが満載！

地震・津波・台風・猛暑・豪雪 etc. から命を守る



今さら聞けない

防災の超基本



NPO法人アラス・アーツ
永田宏和 監修

ビジュアル版

地震
津波
台風
猛暑
豪雪
etc. から
命を守る



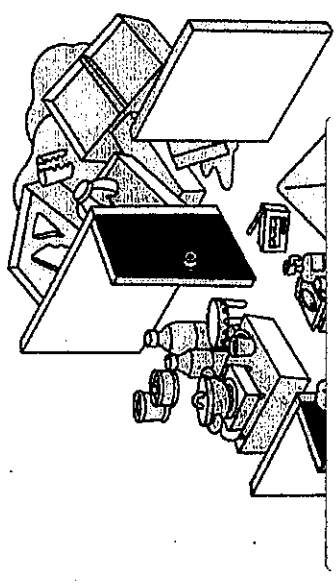
今さら聞けない

防災の超基本



ISBN978-4-02-334166-1
C2036 ¥1400E
定価：本体1400円＋税

朝日新聞出版



版／超基本フエテ

商品CD：ISBN978-4-02-334166-1 M：77025555

在庫CD：96L09

在庫CD：96L09

書店：55281

48974831

委託 2026/07/18

補充

TOHAN



NPO法人アラス・アーツ
永田宏和 監修



朝日新聞出版

暮らしのなかで続けられる防災を

人生100年時代の新機軸

朝日新聞出版

食料備蓄

本気の

今日から始める

家族と自分が
生き延びるための
防災備蓄
メソッド

合同会社ツギエール株式会社
防災・防災メソッド

高荷智也
Takari Tomoya

今日から始める本気の**食料備蓄** 家族と自分が
生き延びるための防災備蓄メソッド **高荷智也**



9784198655112



1920077015006

ISBN978-4-19-865511-2
C00077 ¥1500E (0)

徳間書店

定価 本体 1500円+税

視察報告書

令和8年3月25日(水)

渡辺 英人 議長 様

市議会公明党 代表 市川 隆也
幅 永典
足立 将裕

視察日程

令和8年1月14日(水)～1月16日(金)

- ・視察 NO1 1月14日(水) 福岡県太宰府市
不登校対策事業について
- ・視察 NO2 1月15日(木) 大分県国東市
生活支援体制整備事業について
- ・視察 NO3 1月16日(金) 福岡県大牟田市
空き家対策事業について



視察No.1 不登校対策事業について

訪問日時 令和8年1月14日(水) 14時00分 ~ 15時30分

訪問先 所在 福岡県太宰府市観音寺一丁目1番1号
名称 太宰府市役所
応対者 教育委員会 教育部 理事 平野 善浩
教育委員会 学校教育課 課長 鍋島 順一
電話番号 092-921-2121

太宰府市の概要

人口 71,440人 33,518世帯(令和7年3月末) 面積 29.60km²
昭和57年4月市制施行 太宰府町⇒太宰府市へ ○直近10年は人口ほぼ横ばい
古代において太宰府政庁の所在市 太宰府天満宮、九州公立博物館(国内4番目の博物館)が有名であり、福岡市の南東に位置し交通の便も良く、毎年、国内外から人口の100倍を超える観光客が来る

説明・調査内容

太宰府市の不登校支援事業

- ① サポートルームの全小・中学校設置
- ② 校外サポートルーム「つばさ学級」
- ③ 中学校ブロックにスクールソーシャルワーカー配置
- ④ キャンパス・スマイル
- ⑤ 在宅学習やフリースクールの出席扱い
- ⑥ チェックリストを活用した不登校未然防止
- ⑦ メタバースを活用した不登校支援

① サポートルームの全小・中学校設置 令和6年度～
全小・中学校にサポートルームを設置し、教員免許を持ったサポートティーチャーを配置。 自主学習を中心に、学習や活動、クールダウンなどの支援を行う。
登校・下校時間は、担任と協議

② 校外サポートルーム「つばさ学級」
市教育支援センター内に設置し、登校に困難さを感じている児童生徒の居場所を確保するとともに、学校復帰を支援。 ・学習、体験活動が中心 ・小学生の

参加は保護者の送迎が必要

③ 中学校ブロックにスクールソーシャルワーカー配置

スクールソーシャルワーカーは、不登校児童生徒の保護者と関係機関をつなぐ役割を担う。 令和6年度からスクールソーシャルワーカーを増員

④ キャンパス・スマイル

令和元年度～

学校に行きたいけど行けない、機会があれば学校以外のところでも学習したいなどと思う児童生徒に対して、安心して過ごせる居場所を筑紫女学園大学キャンパス内につくり、子どもたちの自信とエネルギーの回復を目指していく。

*スマイルサポーター(大学生)と一緒に勉強や運動をしたり、好きな音楽やアニメの話をしたりする。(週に1回、2週間に1回など自分のペースで決めることができる) *スマイルサポーター：事前に「スマイルサポーター養成講座」を義務付け

⑤ 在宅学習やフリースクールの出席扱い

在宅学習

- ・学習内容を学校と協議して、実施可能な学習(・タブレットを使い、学校の授業に参加
- ・配布されたプリントを行い、学校に提出)

フリースクール

- ・あくまで保護者と事業者の契約内容となる
- ・事業者と学校とが出席扱いするために、必要な手続きを行う

⑥ チェックリストを活用した不登校未然防止

各学校で作成したチェックリストを基に、不登校及び不登校兆候でない児童生徒の状況を把握し、児童生徒が不登校兆候を示す前に支援していくことで、未然に不登校を防ぐ

⑦ メタバースを活用した不登校支援 令和7年度～

事業の目的 不登校児童生徒の支援として

- ・メタバースを活用した新たな居場所の提供
- ・既存の支援事業とのつながり
- ・バーチャルとリアルのハイブリッドな支援

名称 「とびゆめキャンパス」(ゆめキャン・夢CAN)

- できること
- ・アバターでログイン
 - ・アバターをくっつけてビデオ通話
 - ・学校の先生の授業配信
 - ・自習、学習と教科の記録
 - ・アバターをクリックしてチャット
 - ・ゆめキャンパス内でAI学習 など

開設時間 月～金 午前9時～午後5時 土日祝日：閉館

質疑応答 視察時の質疑応答及び意見交換の内容記録

質問 近年の不登校児童生徒の状況は

(関市 令和7年5月現在 小学校17校 3,817人 中学校9校 2,258人 小中合計 6,075人 不登校児童生徒数は増加傾向 令和5年度270人(過去最多)、令和6年度251人(初めて減少))

回答 (太宰府市 令和7年5月現在 小学校7校 4,130人 中学校4校 2,170人 小中合計 6,300人)

不登校児童生徒数は、議会でも何度も質問されているが公表、回答していない。不登校児童生徒の推移は、令和元年度を基準に比較した増加割合を公表している。

令和6年度は前年度と比べて、小学校は減少、中学校は増加の仕方が緩やかになった。

令和元年度を基準に比較した各年度の増加割合

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	1	1.62	1.89	2.66	2.79	2.26
中学校	1	1.09	1.13	1.46	1.79	1.92

質問 不登校支援対策の効果・検証の意味からも不登校児童生徒数は必要と考える。何故公表しないのか

回答 具体的に公表する義務はない(法令、指示等もない)。個人や学校が特定される懸念があるため。

質問 メタバースを活用した不登校支援事業の導入経緯は

回答 学校、保護者、行政(福祉関係)が、どうしても触れない、入り込めない不登校児童生徒が常にある程度存在する。新しい試みが必要と感じた。

質問 メタバース事業の人員、経費は

回答 令和7年度からの事業。事業費は約100万円、人員は各校1名、学習支援センター職員4名 ただし、メタバース事業専任ではない。

質問 メタバースへの児童生徒、保護者へのアプローチ及び、利用方法は
回答 保護者へ書面で周知後、各学校で説明会を行った。希望者児童生徒に ID を発行する。IDでメタバース教室「とびゆめキャンパス」に入る。
R7年12月現在、ID発行は小学生32人、中学生51人、計83人

質問 メタバース「とびゆめキャンパス」の現在までの利用状況は
回答 延べ人数で、小学生269人、中学生229人。一日平均20人前後

質問 メタバース事業の今後の課題や問題点は
回答 運営側の人材確保、子どもがバーチャル空間に依存してしまう懸念

調査結果 視察調査を実施しての所感、考察、提言等

まず児童生徒の人数が関市と比較して多いのに驚いた。(関市人口約83,000人、児童生徒6,075人 太宰府市人口71,440人、児童生徒6,300人)

本市、太宰府市をはじめ全国的に不登校児童生徒数は年々増加傾向であり、各自治体・教育委員会は様々な対策・支援策を講じているところである。太宰府市の不登校対策は、メタバースを活用した不登校支援事業の他は、ほぼ本市の対策と同様である。この視察では、先進的な取組である「メタバース」に注目した。

メタバースを活用した不登校支援は、従来の対面型支援や単なる動画視聴によるオンライン学習とは異なる、新しい「第3の居場所」として注目されている。

メリット、デメリット・課題は以下とされている。

項目	メリット	デメリット・課題
心理面	視線や外出の恐怖がない	現実世界を避ける(依存)リスク
学習・社会性	アバターで自己表現しやすい	身体言語(表情など)の理解が難しい
環境面	どこからでも参加可能	端末や通信環境のコスト負担
運用面	出席扱いの可能性はある	専門知識を持つ支援者の不足

不登校の要因は多様化・複雑化しており、不安や無気力といった本人の要因のほか、いじめを除く友人関係、教職員との関係、学業不振、親子関係の問題など、不登校の要因は単一ではなく複合的であり、従来の画一的な対応では限界がある。また、不登校対策は、学校内の環境改善だけでなく、学校、家庭、地域、専門機関が連携し、子どもたちの多様な学びの場と社会的自立を保障する視点に立った、横断的な体制の構築が不可欠である。

太宰府市のメタバース事業は今年度からの事業であり、今後、成果等が検証されていくと思われるが、今まで全く対応できなかった不登校児童生徒に繋がったことだけでも成果はあったと思う。メタバース事業は、現実世界・リアルへの復帰が難しくなる懸念もあるが、学校や仲間、友達、社会に触れる(家から出る)きっかけになる効果があると思うので、本市も導入の調査・検討をしてもらいたい。

視察NO2

国東市生活支援体制整備事業について

訪問日時 令和8年1月15日(木) 10時00分～11時30分

訪問先 所在 大分県国東市国東町鶴川149番地
名称 国東市役所
応対者 福祉課課長 田川 幸伸
高齢者支援係副主幹 尾立 尚子
社会福祉協議会 常務理事 小田 美一
社会福祉協議会 地域共生課 地域支援係 SC 松本 博晃
社会福祉協議会 地域共生課 地域支援係 SC 花木あおい
電話番号 097-872-1111 (代表)

国東市の概要

市制施行 平成18年3月31日
人口 24,536人 (令和7年11月30日現在)
世帯数 12,874世帯
総面積 318.10km²
財政力指数 0.30 (令和5年度)

国東市は、大分県の北東部に位置し、瀬戸内海(周防灘)に面した国東半島の東部を市域とする地方都市である。平成18年(2006年)3月に、旧国東町、武蔵町、安岐町、国見町の4町が合併して誕生した。

六郷満山文化に代表される歴史・文化資源を有し、仏教文化と自然信仰が融合した独自の地域文化が今も息づいている。また、農業・漁業を基幹産業としつつ、近年は再生可能エネルギーの活用や地域資源を生かした産業振興にも取り組んでいる。

市域は山間部から海岸部まで広がり、豊かな自然環境に恵まれている一方で、人口減少と高齢化が急速に進行している。特に中山間地域では、集落機能の維持や高齢者の生活支援が重要な行政課題となっている。

人口は、減少傾向が続いており、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、2020年時点で約43.5%に達し、全国平均を大きく上回る高い水準となっている。今後も高齢化の進行が予測され、地域の生活支援や医療・福祉サービスの充実が不可欠である。

こうした背景のもと、高齢者の生活支援体制整備、住民主体による地域活動の推進、医療・福祉・交通の連携など、人口減少社会を見据えた、地域包括ケアの充実に力を入れている点が大きな特徴である。特に、地域住民や関係団体が主体となった支え合いの仕組みづくりは、全国の中山間地域に共通する課題への先進的な取組として注目されている。

本市は、自然・歴史・人材といった地域資源を生かしながら、持続可能な地域づくりを目指した施策を展開しており、今回の行政視察においても、多くの示唆を得ることが期待される自治体である。

説明・調査内容

国東市における生活支援体制整備事業の全体像

国東市では、高齢化・人口減少に対応するため、住民主体の介護予防や生活支援活動の充実に努めている。地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、地域住民が自発的に活動する体制を構築している。

国東市における生活支援体制整備事業の背景と目的

国東市では、急速な高齢化と人口減少が進行しており、特に中山間地域や沿岸部においては、高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯の増加、移動手段の不足、地域コミュニティの担い手不足といった課題が顕在化している。従来の介護保険サービスや行政による支援だけでは、日常生活上の細かな困りごとや地域特有の課題に十分対応することが難しくなってきている。

このような状況を踏まえ、「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくり」を目標に、生活支援体制整備事業を推進している。本事業は、高齢者を支援の受け手として捉えるのではなく、地域住民一人ひとりが役割を持ち、支え合う仕組みを構築することを目的としている。

具体的には、生活支援コーディネーター（SC）を配置し、地域に入り込んだ丁寧な対話を通じて、住民主体の通いの場やサロン、買い物・移動支援などの生活支援活動を掘り起こし、立ち上げから継続までを伴走支援している。また、行政と社会福祉協議会が連携し、制度と地域活動をつなぐ役割を担うことで、地域の実情に即した柔軟な支援体制の構築を図っている。

生活支援体制整備事業は、単なる高齢者施策にとどまらず、地域力の再生や住民同士のつながりを強化する「地域づくりの基盤」として位置付けられており、今後は重層的支援体制整備事業への発展も見据えた重要な取組となっている。

市・社会福祉協議会・地域住民の役割分担

生活支援体制整備事業では、行政、社会福祉協議会、地域住民がそれぞれの役割を明確に分担し、相互に連携しながら事業が推進されている。

市は、事業全体の企画立案や制度設計、予算確保を担うとともに、関係部署や地域包括支援センターとの調整役としての役割を果たしている。また、国や県の制度動向を踏まえながら、事業の方向性を示し、地域支え合い活動が円滑に進むための環境整備を行っている。

社会福祉協議会は、生活支援コーディネーターを配置し、地域に密着した伴走支援を担っている。地域課題の把握や住民同士の話し合いの場づくり、支え合い活動の立ち上げ支援、関係機関との調整など、現場に近い立場から事業を実践的に支えている点が特徴である。

地域住民は、通いの場やサロン、見守り、生活支援活動などの担い手として主体的に関わり、地域の実情に即した支え合いを実践している。住民一人ひとりが「支援される側」にとどまらず、「支える側」として役割を担うことで、地域全体のつながりと支援力の向上につながっている。

このように、行政が制度と基盤を整え、社会福祉協議会が現場をつなぎ、地域住民が主体的に活動するという三者の役割分担が明確であることが、国東市の生活支援体制整備事業の大きな特徴である。

生活支援コーディネーターの配置と活動内容

生活支援体制整備事業においては、生活支援コーディネーターが中心的な役割を担っている。市内を16校区の地区に分け、各地区の特性や課題に応じた支援が行えるよう、生活支援コーディネーターを配置し、地域に密着した活動を展開している。

生活支援コーディネーターの主な役割は、地域に入り込み、住民との対話を通じて日常生活上の困りごとや潜在的な地域課題を把握することである。そのうえで、既存の支え合い活動の把握や掘り起こし、新たな通いの場やサロン、見守り・移動支援などの生活支援活動の立ち上げ支援を行っている。

また、生活支援コーディネーターは、地域住民、自治会、ボランティア団体、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど、多様な関係者をつなぐ「調整役」としての機能を果たしている。制度による支援と住民主体の活動を結び付けることで、地域の実情に即した柔軟な支援体制の構築に寄与している。

さらに、活動の継続性を高めるため、助成制度の活用支援や運営面での助言、担い手育成に関する支援も行っており、単なる相談対応にとどまらない伴走型の支援が特徴である。これにより、住民が無理なく主体的に関われる支え合い活動が10地域で展開されている。

生活支援コーディネーターの配置と継続的な活動は、国東市における生活支援体制整備事業の実効性を高める重要な基盤となっており、今後の重層的支援体制整備事業への発展においても、欠かせない役割を担うものと考えられる。

地域支え合い活動（通いの場、送迎支援、サロンなど）の現状

生活支援体制整備事業の一環として、地域住民が主体となった多様な支え合い活動が市内各地で展開されている。これらの活動は、高齢者の孤立防止や介護予防、日常生活の困りごとの解消を目的としており、地域の実情に応じた柔軟な形で実施されている。

通いの場やサロンは、集会所や公民館など身近な場所を活用し、体操やレクリエーション、交流会などを通じて、住民同士が定期的に集う場として運営されている。参加者同士の見守りや情報交換の場にもなっており、介護予防だけでなく、地域のつながりを維持・強化する役割を果たしている。

また、買い物や通院などの外出が困難な高齢者を対象とした送迎支援や移動支援も行われている。公共交通が限られる地域において、地域住民による送迎や支援制度の活用は、日常生活を支える重要な手段となっており、地域特性に即した実践的な取組であると感じられた。

これらの地域支え合い活動については、生活支援コーディネーターが立ち上げや運営を伴走支援しており、助成制度の活用や関係者間の調整を通じて、無理のない形での継続が図られている。一方で、担い手の高齢化や活動地域の偏在といった課題も見られ、今後は人材確保や活動の裾野拡大が重要になると考えられる。

地域支え合い活動は、制度による支援を補完する役割を担うとともに、住民一人ひとりが地域の一員として関わる機会を生み出しており、国東市の生活支援体制整備事業を支える重要な基盤となっている。

支援制度・助成金の運用状況

生活支援体制整備事業では、地域住民主体の支え合い活動が継続的に行われるよう、各種支援制度や助成金を活用した運用が行われている。

これらの制度は、活動の立ち上げ支援にとどまらず、無理のない継続を重視した仕組みとなっている点が特徴である。

具体的には、通いの場やサロン、見守り活動、送迎・移動支援などの地域支え合い活動を対象に、活動回数や内容に応じた助成が行われている。助成金は、会場使用料、消耗品費、保険料、送迎に係る経費など、活動に必要な実費を中心に充当されており、住民の金銭的負担を軽減する役割を果たしている。

また、助成制度の活用にあたっては、生活支援コーディネーターが申請手続きや事業内容の整理を支援しており、制度に不慣れな地域住民でも活用しやすい環境が整えられている。これにより、活動の立ち上げに対する心理的・事務的なハードルが下げられ、地域支え合い活動の裾野拡大につながっている。一方で、助成金の交付後は、活動内容や実績の報告を求めることで、事業の透明性と適正な運用が確保されている。

支援制度・助成金は、地域支え合い活動を下支えする重要な手段であり、国東市では「支援しすぎず、放任もしない」というバランスを意識しながら、住民主体の活動が自立的に継続することを目指した運用が行われている。

成果と課題・今後の展望

生活支援体制整備事業により、住民主体の支え合い活動が市内各地で広がりつつあり、通いの場やサロン、送迎支援など、地域の実情に応じた多様な取組が展開されている。生活支援コーディネーターが地域に入り、住民との対話を重ねながら活動を伴走支援していることにより、日常生活上の困りごとが早期に把握され、孤立防止や介護予防につながっている点は大きな成果である。

また、助成制度を活用しながら、住民の負担を抑えつつ活動を継続できる仕組みが整えられていることや、行政・社会福祉協議会・地域住民の役割分担が明確であることも、事業の安定的な運営に寄与している。生活支援体制整備事業を単なる高齢者施策にとどめず、「地域づくり」として位置付けている点は、他自治体にとっても参考となる取組である。

一方で、担い手の高齢化や人材不足、活動内容や支援状況の地域間格差、移動手段の確保といった課題も明らかとなった。特に、活動の中心となる人材に負担が集中しやすい点や、新たな担い手の掘り起こしが継続的な課題となっている。

今後は、これまでの生活支援体制整備事業で培われた地域との信頼関係や支え合いの仕組みを基盤として、重層的支援体制整備事業へと発展させ、分野横断的な支援体制を構築していくことが重要である。

高齢者分野に限らず、子育て、障がい、生活困窮など複合的な課題を地域全体で受け止める体制づくりが求められる。

国東市の取組は、行政が前面に出るのではなく、住民主体の活動を尊重し、伴走支援に徹している点に大きな意義がある。関市においても、地域特性を踏まえながら、生活支援体制整備事業を「人づくり・地域づくり」の視点で捉え直し、持続可能な支え合いの仕組みづくりに活かしていきたい。

〈視察で確認できた成果〉

- 地域に根差した「顔の見える関係」の強さ
- 住民主体活動の安定した定着
- 高齢者の閉じこもり防止と健康維持に効果
- 行政負担の軽減

〈国東市が抱える課題〉

- 担い手不足、活動リーダーの高齢化
- 広報不足による参加促進の地域差
- 生活支援コーディネーターの業務負担
- 活動成果の見える化不足

質疑応答

質問 国東市における介護認定率の現状と所感は

回答 認定率は約 16.5%となっており、今後は「より多くの高齢者が介護サービスを必要とする可能性」「現役世代の支える力の低下」「重度化による介護負担の増大」といった構造的な課題が存在するとみられる。

質問 生活支援体制整備事業の実施体制はどのようなになっているか

回答 市（高齢者福祉担当課）を中心に、国東市社会福祉協議会と連携しながら生活支援体制整備事業を実施している。

市は制度設計・予算確保・全体調整を担い、社会福祉協議会は生活支援コーディネーターの配置や地域支え合い活動の伴奏支援を担っている。また、地域包括支援センターとも情報共有を行い、個別支援と地域づくりが連動する体制となっている。

質問 地域支え合い活動の立ち上げ、継続の支援方法は

回答 地域支え合い活動については、住民からの相談や課題提起をきっかけに、生活支援コーディネーターが地域に入り、話し合いや意見交換を重ねながら活動の立ち上げを支援している。

立ち上げ後は、助成金制度（各校区15万円）の活用や運営面の助言、関係団体とのつなぎ役を担い、活動が無理なく継続できるよう支援している。

特に「できる人が、できる時に、できることを行う」という考え方を重視しているのが特徴である。

質問 生活支援コーディネーターの活動範囲や人数、評価体制は
回答 第一層1名、第二層3名、第三層1名の生活支援コーディネーターが、市内10校区の地域を担当し、地域の実情に応じた支援を行っている。業務内容は、地域課題の把握、支え合い活動の掘り起こし、関係者間の調整など多岐にわたる。評価については、定期的な報告や会議を通じて活動状況を共有し、成果や課題を確認しながら事業改善につなげている。

質問 サロンや通いの場の運営状況、課題は
回答 サロンや通いの場は、市内各地区で住民主体により運営されており、高齢者の交流や介護予防、見守りの場として重要な役割を果たしている。一方で、担い手の高齢化や参加者の固定化、交通手段の確保などが共通の課題として挙げられる。

質問 今後の展開（重層的支援体制整備事業との関係）についての考えは
回答 今後は、生活支援体制整備事業で培ってきた地域づくりの基盤を活かし、令和7年度から始まった、重層的支援体制整備事業へと発展させていく方針である。高齢者分野に限らず、子育て、障がい、生活困窮など複合的な課題に対応できるよう、相談支援と、地域活動を一体的に進める体制づくりを目指している。生活支援コーディネーターの役割は、今後さらに重要になる。

調査結果

視察・調査しての所感・考察・提言

国東市の生活支援体制整備事業は、高齢化と人口減少が進む中山間・沿岸地域という地域特性を踏まえ、住民主体の支え合い活動を軸に、行政と社会福祉協議会が一体となって取り組まれている点が大きな特徴である。

市内を複数の地区に分け、生活支援コーディネーターを配置することで、地域ごとの課題に即したきめ細かな支援が行われており、通いの場やサロン、送迎支援などの具体的な活動が各地で展開されている。

特に印象的であったのは、「できる人が、できる時に、できることを行う」という考え方のもと、無理のない形で住民参加を促している点である。実際に、地域住民や移住者を含めた地域支援サポーターの活用により、活動の担い手の裾野を広げ、継続性を確保する工夫がなされていた。

今回の行政視察を通じて、国東市の生活支援体制整備事業は、住民主体を基本としながら、行政と関係機関が適切な距離感で伴走することにより、地域に根

付いた支え合い活動を着実に定着させている点が高く評価できると感じた。制度を前面に出すのではなく、人と人とのつながりを尊重し、地域の実情に即した柔軟な運営が行われていることが、活動継続の大きな原動力となっている。

特に、生活支援コーディネーターが地域に深く関わり、住民一人ひとりの声や思いを丁寧に拾い上げながら、無理のない形で活動につなげている点は、関市において今後の体制整備を進めるうえで極めて重要な示唆を与えるものである。通いの場や見守り活動が「やらされる活動」ではなく、「自分たちの活動」として受け止められている背景には、こうした丁寧な伴走支援の積み重ねがある。

また、高齢者を支援の受け手としてのみ捉えるのではなく、地域を支える担い手として位置づけている点も印象的であった。役割を持ち続けることが高齢者自身の生きがいや健康維持につながり、結果として介護予防や重度化防止という具体的成果を生み出している。この好循環は、関市においても目指すべき方向性である。

一方で、担い手の高齢化や活動の地域差といった課題も明確に認識されており、課題を共有しながら改善を重ねていく姿勢は、事業を持続可能なものとするうえで不可欠である。本市においても、活動成果や課題を分かりやすく可視化し、行政・住民・関係機関が共通認識を持つ仕組みづくりが求められる。

以上を踏まえ、本市においては、生活支援体制整備事業を単なる介護予防施策の一つとして位置づけるのではなく、地域づくりそのものを支える基幹施策として再整理する必要があると考える。具体的には、①小学校区や自治会単位など身近な生活圏域での通いの場の充実、②生活支援コーディネーターの役割と権限の明確化および体制強化、③住民主体活動を後押しするための継続的な伴走支援、④成果を市民に分かりやすく伝える広報と評価の仕組みの構築が重要である。

今回の行政視察で得られた知見を、今後の本市の施策検討および現場支援に着実に反映させるとともに、議会としても、その方向性を注視し、必要な提言を重ねていきたい。そして、市民が安心して暮らし続けられる地域づくりに努めていきたい。

視察 NO 3

大牟田市空き家対策事業について

訪問日時 令和8年1月16日（金） 10時00分～11時30分

訪問先 所在 大牟田市有明町2丁目3番地
 名称 大牟田市役所
 対応者 都市整備部 建築住宅課 課長 櫻木 慎二
 都市整備部 建築住宅課 空家対策担当 木原 和昭
 議会事務局 次長 山内 勝司
 議会事務局 議事担当 書記 直井 恵
 電話番号 0944-41-2222 (代表)

大牟田市の概要

市制施行 大正6（1917年）3月1日
 人口 103,759人（令和7年4月1日現在）
 世帯数 54,794世帯
 総面積 81.45km²
 財政力指数 0.52[^]（令和5年度）

大牟田市は、九州の中部に位置し、西は有明海に面している。また福岡県の最南端に位置し、南と東を熊本県に接している。福岡市より約65キロ南、熊本市より約45キロ北西、佐賀市より約35キロ南東に位置している。

かつては三池炭鉱の石炭資源を背景とした石炭化学工業で栄えた。その後エネルギー革命などにより炭鉱が1997年に閉山し、その後廃棄物固形燃料（RDF）発電施設を中心とした環境リサイクル産業や大牟田テクノパーク（工業団地）への企業誘致に力をいれている。製造品出荷額は約3,000億円で、分野別に見ると窯業・土石、はん用機械製造、食料品製造などが上位となっている。

人口は、2025年現在、約10万人。1959年（昭和24年）のピーク時の半分以上まで落ち込んでいる。特に高度経済成長期の減少幅が大きく、1960年（昭和35年）から1970年（昭和45年）までの10年間において、市の人口の15%に相当する3万人の減少を記録した。

観光では、三池炭鉱宮原坑、三池炭鉱専用鉄道敷跡、大牟田市石炭産業科学館、大牟田市動物園、三池港、大牟田温泉などがある。

説明・調査内容

大牟田市の空き家対策

大牟田市の概況説明

- ・大牟田市の人口 人口減
 約 210,000 人 → 103,131 人
 (1960 年) (2025 年 10 月 1 日現在)

- ・高齢者数 39,653 人 (2025 年 10 月 1 日現在)
 高齢化率 38.4% (福岡県 28.2%、全国 29.4%)
 後期高齢化率 22.7%

- ・要介護認定者数 7,665 人 (2025 年 6 月 1 日現在)
 認定率 19%

- ・世帯数 54,679 戸 (2025 年 10 月 1 日現在)
 高齢者のいる世帯 29,429 戸 (53.8%)
 高齢者単身世帯数 15,330 戸 (28.0%)

(1) 大牟田市の住宅数と空家数の現状について

- ・令和 5 年 (2023 年) の空家数は 12,760 戸で、空き家率 21.3%
 (福岡県 12.4%、全国 13.8%・900 万戸)
- (参考) 関市の空き家率は平成 30 年 (2018 年) 14.4%

ア、令和 5 年度 (2023 年) 空き家等実態調査の結果・進捗状況について

大牟田市不良度判定 (A・B・C・D) の推移

判定	令和元年 (2019 年)	割合	令和 5 年 (2023 年)	割合
A	605	21%	1,180	38%
B	1,016	35%	959	31%
C	888	30%	518	17%
D	403	14%	428	14%
累計	2,912		3,085	

- ・令和元年において、2,912 件のうち 593 件が改善空き家となり、空き家件数は 2,319 件となる。(2,912-593=2,319)
- ・令和 5 年度の空き家等戸数は 3,085 件。
- ・令和元年から 5 年にかけて、新たな空き家等が +766 件、発生している
- ・空き家等の建物状況は 4 段階で不良度判定を行った。
不良度判定 A の空き家等の増加、不良度判定 C の空き家等の減少が顕著となる。

(参考)

関市の実態調査

令和 2 年度 (2020 年) 不良度判定調査結果

判定	戸数 (件)	割合
A	488	33%
B	715	49%
C	182	12%
D	90	6%
累計	1,475	

イ、特定空き家の認定状況

- ・特定空き家とは、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にあるもの
②著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるもの③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態のもの④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態のもの。
- ・大牟田市の特定空き家の認定件数

実施年度	認定件数 (件)
平成 29 年 (2017 年)	4
令和元年 (2019 年)	1
令和 6 年 (2024 年)	1 (略式代執行)
令和 7 年 (2025 年)	1
累計	7

(参考) : 関市の特定空き家認定件数

年	H29 (2017)	H30 (2018)	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
件数(件)	4	26	18	10	9	13	6	1	0

☆関市の 2017 年から 2025 年までの認定累計件数は 87 件

(2) 空き家除却の進捗状況について

ア、老朽危険空家等除却事業の概要は・・・(国の補助あり)

- ・大牟田市は、平成 23 年 (2011 年) より創設している。
- ・「老朽危険空家」と判定した家屋について、解体に係る費用の一部を補助している。
- ・除却事業の対象は大牟田市の判定基準値(別表に掲げる住宅の不良判定基準による各評点が 100 点) 以上のもの。国の基準に準じている。
ただし、所有権以外の権利が設定されているものや国、地方公共団体、独立行政法人、又はその他の法人が所有権を有している家屋等及び「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 14 条第 2 項に基づく「勧告」を受けた家屋は対象外。(特定空家に認定されている建物で指導され勧告されている)

☆補助額は、最大 60 万円。

補助対象となる費用の 2 分の 1 を乗じた額以内で、60 万円を限度としている。

「老朽危険空家」とは

空家となって放置されている居住の用に供する建築物又はその部分(木造又は軽量鉄骨造に限る)が劣化により、隣接地や通行人に被害を及ぼす恐れがある等、本事業の交付要綱に基づき判定する。

→更には、大牟田市が中心市街地活性化エリア内を対象として、「老朽建築物」と判定した建物について、解体等に係る費用の一部を補助している。

☆補助額は最大 75 万円。長屋・鉄筋コンクリート造だと最大 150 万円。

除却と処分費に、2 分の 1 を乗じた額以内で、75 万円または 150 万円を限度としている。

老朽危険空家等除却促進事業(中心市街地含む) 補助実績

年度	老朽危険空家(件)	中心市街地(件)	合計(件)	補助額(千円)
R1	18	4	22	9,602
R2	33	0	33	13,635
R3	25	1	26	10,938
R4	21	2	23	12,601
R5	27	3	30	15,965
R6	29	0	29	15,647
合計	153	10	163	78,388

(参考)

- ・ 関市の空き家解体費補助事業
- ① 特定空家の解体費補助事業・・・(国の補助あり)
 上限 30 万円 (2 分の 1 補助)
 ・ 実績：2019 年～2025 年まで累計 55 件 (16,234 千円)
- ② 空家等解体費補助事業・・・・・・ 県補助
 上限 20 万円 (2 分の 1 補助)
 ・ 実績：2023 年～2025 年まで累計 70 件
- ③ 家財処分費補助・・・・・・ (県の補助あり)
 上限 10 万円 (2 分の 1 補助)
 ・ 実績：2023 年～2025 年まで累計 21 件

(3) 管理不全空き家・空き地への対応について

- ☆ 大牟田市は第 3 次空き地及び空き家等対策計画に重点施策(令和 7 年 3 月策定)
- ・ 令和 7 年 (2025 年) ～令和 11 年 (2029 年) の 5 年間の対策計画

重点施策

分野		施策	重点
1 所有者等の当事者意識の醸成と理解の促進	1	市民への情報発信、所有者等の当事者意識の醸成と理解促進	○
2 予防	2	新たな空家等の発生抑制	
3 利活用	3	空家等の流通・活用の促進	○
	4	空き地活用の検討	
4 適切な管理	5	管理不全空家等や特定空家等の発生抑制及び除却促進	○
	6	空き地及び空家等の適切な管理の促進	
	7	空家法及び条例に基づく措置	
5 連携体制の強化	8	地域との連携	
	9	専門家団体や民間事業者との連携	○
	10	庁内関係部局との連携	

施策 1：市民への情報発信、所有者等の当事者意識の醸成と理解促進

施策 2：新たな空家等の発生抑制

- ・ 「空家座談会」の開催令和 2 年 4 月から開催・町内公民館や自治会などへ募集
- 羽山台空家プロジェクトチームが推進する
- ・ 「小学校出前講座」R4 年 11 月～羽山台校区で実施。対象：小 5 年生、6 年生

- (一社) 住教育推進機構に講師依頼
- 地域ごとに分かれてグループディスカッションを実施
- 子どもの意見・考えの発表会あり。

施策5：管理不全空家等や特定空家等の発生抑制及び除却促進
 老朽化した空き家等の解体・中心市街地エリア内の解体の推進
 管理不全空家等は令和7年より運用

施策7：条例にもとづく措置

空家等の相談件数の推移

年度	事業補助相談 (件)	近隣相談 (件)	計 (件)	月平均 (件)
H29	66	37	103	8.6
H30	96	72	168	14
R元	82	86	168	14
R2	105	122	227	19
R3	70	67	137	11.4
R4	106	80	186	15.5
R5	111	79	190	15.8
R6	106	78	184	15.3

特措法にもとづく措置

- ①助言・指導 ②勧告 ③命令 ④行政代執行

施策8：羽山台空家対策プロジェクト (平成29年9月)

- ・第1次空き地及び空家等対策等計画 (平成29年3月策定)
- ・連携による推進体制づくり・・・モデル地区で実践する

地域との連携

- ・プロジェクト組織：総括 校区1名、副 校区1名、建築住宅課1名
- ・羽山台校区：民生委員、公民館、福祉委員、元民生委員、自治会、地域コミュニティ推進課、地域包括支援センター (計8名)
- ・事務局：校区4名、建築住宅課2名

連携①住宅支援協議会：住宅確保要配慮者 連携②地域：地域での解決

連携③法・条例にもとづく措置：行政 連携④民間相談窓口：コーディネーター

☆地域との連携・・・プロジェクトの主な取り組み

- ①プロジェクト会議開催 (月1回)
- ②空家・空地対策遂行基準 (活動ルール) の作成
- ③実態調査の実施
- ④空家地図・空家台帳の作成
- ⑤空家地図・空家台帳を活用した積極的な活動

- ⑥適正管理チラシの作成・校区内全世帯へ配布
- ⑦法務局チラシ（相続登記の促進）の配布
- ⑧空家・空地等の草刈り代行サービス
- ⑨空家・空地等の見守り代行サービス
- ⑩羽山台すまいるノートの作成・周知活動
- ⑪空家発生予防活動の充実
- ⑫老朽化した空き家の除却と無償譲渡の促進
- ⑬ドローンを活用した空き家調査への協力（東京大学）
- ⑭小学生を対象とした出前講座
- ⑮セミナーや講演会等への参加（パネラー参加）
- ⑯テレビ番組出演九州朝日放送
- ⑰市ホームページでの情報発信

地域との連携（実績）

- ・解体跡地を隣地の方へ無償譲渡（解体費を払い隣地の方が譲渡を受ける）
- ・Dランク空家が解体され、更地になった

施策9：専門家団体や民間事業者との連携

- ・空き家および空き地などの相談窓口をオープンする
- ・平成30年9月、ありあけ不動産ネット協同組合と大牟田市で協定を結び、「空き家・空き地相談窓口」を開設
- ・不動産事業者や解体事業者など40社ほどからなる組合が運営。所有者からの売却したい、貸したい、といった相談に乗る。

相談内容

相談回数

- ・初めて：227回
- ・再来：55回
- ・匿名：3回
- 合計 285回

売却	187
相続	59
管理	15
解体	77
測量・境界	1
リフォーム	2
賃貸	18
その他	16
合計	375

・平成 25 年 6 月より、大牟田市居住支援協議会設立

「居住支援協議会」とは、

高齢者や障害者、ひとり親世帯など、賃貸住宅の入居に困っている「住宅確保要配慮者」が民間賃貸住宅等にスムーズに入居できるよう、市役所や関連機関と連携し、入居者と所有者の双方に対し、情報の提供や支援を行うもの。

・大牟田市の特徴

住宅確保要配慮者に対し、空き家所有者の理解を得て、低家賃でも貸していいと言っただけの空き家所有者さんとマッチングを行う。

☆空き家の活用で、令和 6 年 10 月末までに 48 件成約する

質疑応答

質問 2019 年度の空き家実態調査不良度判定（A・B・C・D）のランク別で C ランク 30%、D ランク 14%（関市 C ランク 5%、D ランク 6%）と空き家の老朽化の割合が高い要因は

回答 大牟田市は 2025 年度の高齢化率 38.4%（全国 29.4%）と全国平均より大幅に高く、比例して空き家率は 2023 年度 21.3%（全国 13.8%）と高い数値となっている。古い家屋が多く、空き家も老朽化が進み老朽危険空家が増えてきた。

質問 特定空家の認定状況で、大牟田市では平成 29 年から令和 7 年までの認定件数が 7 件（関市：令和 7 年まで 87 件の認定）と少ない理由は

回答 関市に比べ不良度判定で C・D ランクの比率が 44%と老朽危険空家が多く、所有者へ空家対策の働きかけをして対応していることで精一杯。老朽危険空家数が多く、特定空家の認定は遅れ解体へと進んでいない。

質問 老朽危険空家等除却事業が 2019 年から 2024 年の 6 年間で 163 件、78,388 千円の実績。補助額では上限 60 万円、2分の1補助（関市：上限 20 万円、2分の1補助）であるが、補助対象の家屋の基準は

回答 大牟田市の定める判定基準で、国の基準。不良度判定基準の評点が 100 点以上の家屋。不良度判定では D ランク相当となる。
国からの補助 2分の1を活用して事業を行っている。
毎年予算が不足している状況。

質問 大牟田市での空き家、空き地の相談件数の状況は

回答 空き家相談 2021 年 163 件、2022 年 168 件、2023 年 227 件と推移
(関市：2021 年 108 件、2022 年 111 件、2023 年 106 件)
空き地相談 2021 年 325 件、2022 年 302 件、2023 年 359 件と増えてきている。
・空き地に関する苦情解決率は 2024 年度 88%と対策がとれている。条例による指導ができています。

質問 空き家バンク制度の進捗状況は

回答 空き家バンク制度は行っていない。
空き家の相談を重点的に実施している。

質問 施策 8 の地域との連携の進捗状況は

回答 平成 29 年 3 月の「第 1 次空き地及び空家対策計画」よりモデル地区として「羽山台空家対策プロジェクト」がスタートし、地域が主体となって事業を推進して大きな成果を出す。市の職員は、建築住宅課 3 名がプロジェクトに入り作業をしている。
・終活セミナーの実施、空き家座談会、小学校出前講座の実施により、管理不全空家や特定空家の発生抑制及び除却の推進ができる。
・実績では、団地内の解体跡地を隣地の方へ無償譲渡を推進したりして、D ランク空き家が解体され更地になった。

調査結果

視察調査を実施しての所感、考察、提言等

・大牟田市の空き家対策では、市の概要説明で述べられているように、昭和の高度経済成長期の石炭産業で栄えた時代があり、歴史ある町並みが残っています。現在では人口が半減し、高齢化率は 38.4%と全国平均より約 10%高く高齢者の住宅が多くあり、住宅の老朽化や世代交代により空き家率が 21.3%と高くなっており、空き家対策は待ったなしの状態がうかがえました。

・空き家の実態調査（不良度判定）A・B・C・D のランク別数字では、令和元年の判定では、C・D ランクの不良の老朽危険空家が 44%（関市：令和 2 年 11%）と高く、大規模な「空き家除却事業」が推進されてきました。
・その結果令和 5 年には老朽危険空家の比率 C・D が 31%まで下がる結果が出てきました。
・大牟田市の「空き家除却事業」は大変参考になりました。

老朽危険空家の判定をされると、除却費用の2分の1、補助額は最大で60万円（本市の3倍）です。国が事業費の2分の1を補助しますので、行政としては事業化が進めやすかったと思います。

・本市では大牟田市のように老朽危険空家の比率はまだ低いので、特定空家の認定を進め、除却費用の2分の1、補助額30万円の推進。また特定空家に至っていない空き家の「解体補助事業」補助額20万円の推進で成果がでている。

・本市の場合は、個人の放置された空き家に対して高額な補助金、つまり市民からの税金を投入することに理解が得られていないと判断します。

・今後、空き家の不良度判定において、C・Dクラスの比率が高くなれば、大牟田市の事業を参考に、補助額を引き上げて大胆に「空き家除却事業」を推進することがでてくる可能性があると考えます。

・大牟田市の新しい施策2の「新たな空き家等の発生抑制」でモデルケースとして、「羽山台空家プロジェクト」が令和2年からスタートし、地域の校区で市民が主体となり、行政がその中に一部参加して空き家座談会や小学校での空き家出前講座、空き家の実態調査、空き家台帳の作成を進められています。更には空き家・空き地の草刈り代行サービス、空き家・空き地見守り代行サービス、空き家発生予防活動、空き家の除却と無償譲渡の推進など大半の事業が地域の連携でボランティア事業として推進されている事例の報告が大変参考になりました。

☆本市においてもそうした1校区でのモデル事業として、多くの市民の方が共助の思いを共有されてモデル事業ができないか。

・自分の地域は自分たちで守る精神で、本市の15校区のふれあいセンターで、仮称「・・・地区空き家対策プロジェクト」を立ち上げ、一部行政の協力を得ながら推進できるように提案していきたいと考えます。